

336 複合地区慶弔規程

1. 地区ガバナー、複合地区各種委員長・委員（以下役員という）およびその家族の慶弔については、この規程による。
 - (1) 役員が結婚したときは、¥10,000 を贈る。
 - (2) 役員およびその家族が死亡したときは、次の弔慰金を贈る。

役員	¥20,000
配偶者	¥10,000
父母	¥10,000

ただし、事情によって花環等を贈ることができる。
 - (3) 役員が傷病などにより入院または自宅加療の期間が 3 週間以上を必要とすると認められたときは、見舞として ¥10,000 程度の金品を贈る。
 - (4) 役員が火災、風水害などの災難にあったときは、その程度によって ¥10,000 以内の金品を贈る。

2. 協議会事務局職員（以下職員という）およびその家族の慶弔については、この規程による。
 - (1) 職員が結婚したときは、¥10,000 を贈る。
 - (2) 職員が出産したときは、¥5,000 を贈る。
 - (3) 職員の配偶者が出産したときは、¥3,000 を贈る。
 - (4) 職員およびその家族が死亡したときは、次の弔慰金を贈る。

本人	¥10,000
配偶者	¥ 5,000
父母	¥ 5,000

ただし、事情によって花環等を贈ることができる。
 - (5) 職員が傷病などにより入院または自宅加療の期間が 3 週間以上を必要とすると認められたときは、見舞として ¥5,000 程度の金品を贈る。
 - (6) 職員が火災、風水害などの災難にあったときは、その程度によって ¥10,000 以内の金品を贈る。

3.
 - (1) 本規程の実施に当っては、その都度ガバナー協議会によって任命された事務局運営委員会の承認を要する。
 - (2) 本規程各項の金額については、ガバナー協議会議長が特に必要と認めた場合には増額することができる。
 - (3) 本規程の改正には、336 複合地区ガバナー協議会の 3 分の 2 以上の賛成を要する。
 - (4) 本規程は、

1984 年 7 月 1 日	から実施する。
1990 年 8 月 19 日	一部改正
2004 年 8 月 21 日	一部改正
2015 年 7 月 1 日	一部改正
2018 年 10 月 27 日	一部改正